

第4期宇都宮市
障がい福祉サービス計画

平成27年3月
宇都宮市

はじめに

宇都宮市では平成25年度に「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、基本理念として掲げた「障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現」を目指して福祉・教育・保健・医療・雇用環境の整備など幅広い分野にわたり障がい福祉施策を総合的・計画的に推進しています

また平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」においては障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病等を追加し、障がい児支援の強化、グループホームの一元化、相談支援の充実など、障がい者等に対する支援の拡充が盛り込まれ、今後も制度の改正が予定されています

このような中、本市では障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、障がい福祉サービス等の利用者や事業者に対するアンケート調査、当事者団体との意見交換などを踏まえ、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定しました

この計画では、障がいのある人の自立を促進するため、第3期計画に引き続き地域生活への移行や一般就労への移行についての目標を設定するとともに、基幹相談支援センターを中核とした地域生活支援拠点等の整備を推進していくこととしています

今後とも、障がい福祉サービス等を利用されている方をはじめ、サービス事業者、保健・医療・福祉関係者などのご理解とご協力をいただきながら、この計画を着実に推進し、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制の充実に努めてまいります

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見、ご助言を頂きました宇都宮市社会福祉審議会や宇都宮市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントにご協力をいただいた多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます

平成27年3月 宇都宮市長 佐藤 栄一

目次

第1章 計画の概要 ページ1

- 1 策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等 ページ3

- 1 障がい者施策に係る法改正等の動向
- 2 本市の障がい者等の状況
- 3 アンケート調査結果の概要
- 4 関係団体との意見交換会結果の概要
- 5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績
- 6 課題の総括

第3章 計画の基本理念等 ページ25

- 1 計画の基本理念
- 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
- 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

第4章 平成29年度の目標値の設定 ページ28

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 地域生活支援拠点等の整備
- 3 福祉施設から一般就労への移行等

第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策 ページ34

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援系サービス
- 5 障がい児支援系サービス
- 6 障がい福祉サービス事業所

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項 ページ42

- 1 必須事業の種類及び量の見込み等
- 2 その他の事業の種類及び量の見込み等

第7章 計画の推進体制 ページ49

- 1 計画内容の周知・啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 P D C Aサイクルによる計画の点検・評価

資料編 ページ50

第1章 計画の概要

1 策定の目的

本市では 障がいのある人が 住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し 平成26年3月に 第4次宇都宮市障がい者福祉プラン を策定したところですが このプランに掲げた目標等を達成するため 各種施策・事業の計画的な推進に取り組む必要があります

このような中 障害者総合支援法においては 障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため 市町村に障がい福祉計画の策定が義務付けられていることから 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の計画期間 平成24年度から平成26年度まで の終了に伴い 新たに 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 を策定します

2 計画の位置付け

第4次宇都宮市障がい者福祉プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画 及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 平成18年厚生労働省告示第395号以下 国の基本指針 と表記 に即し 市町村障害福祉計画 として策定します

障害者総合支援法第88条では 市町村は 基本指針に即して 障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画 市町村障害福祉計画 という を定めるものとする とされています

第4次宇都宮市障がい者福祉プランは 障がい者施策全般にわたる総合的な施策を定めた計画です このプランに掲げる 障がい福祉サービスの充実を具現化する実施計画として第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 を推進します

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画は 障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画で 障害者総合支援法第88条に基づく国の基本指針 と整合を図っています 計画の主な内容は

国の基本指針に基づき目標値を設定すること

地域の実情を踏まえたサービス見込量及び見込量の確保策を設定すること
です

3 計画期間

平成27年度から29年度までの3か年とします

第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等

1 障がい者施策に係る法改正等の動向

(1) 障がい者制度改革の推進

障害者権利条約の締結に必要な制度改革を推進するため 内閣に 障がい者制度改革推進本部 及び 障がい者制度改革推進会議 が設置されました

また 平成22年6月に 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について が閣議決定されました

我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図り 障害の有無にかかわらず 相互に個性の差異と多様性を尊重し 人格を認め合う共生社会を実現することとされています

(2) 障害者基本法 の改正 (平成23年8月)

障がい者の定義が 障がいがある者であって 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの 社会モデルの考え方に基づくもの と見直されました

また 障がい者がその社会的障壁の除去を必要とし そのための負担が過重でない場合には 必要な措置を実施しなければならないとする 合理的配慮 の規定 障がい者への差別の禁止や手話を言語の一つと位置付け 意思疎通の手段について選択の機会が確保されることなどが盛り込まれました

(3) 生活支援の分野

マル1 障害者自立支援法 から 障害者総合支援法 へ

就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し 身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編した 障害者自立支援法 が施行されました(平成18年)

また 発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることが明確化され(平成22年) 改正障害者自立支援法 が施行されました(平成24年)

その後 制度の谷間のない支援を提供するため 障がい者の定義に新たに難病等を追加し 障がい福祉サービスの対象とする 障害者総合支援法 が施行されました(平成25年)

また 障害者総合支援法においては 障害程度区分 が 障害支援区分 に改められました

さらに 障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに併せて 年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的として 児童福祉法が改正されました（平成24年）

従来の障がい種別で分かれていた障がい児施設を 通所による支援を 障がい児通所支援 児童発達支援等 入所による支援を 障がい児入所支援 障がい児入所施設 にそれぞれ一元化し 障がい児通所支援の実施主体が市町村とされました

これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました

また 放課後支援の充実を図るための 放課後等デイサービス 障がいがあっても保育所等の利用ができるよう 保育所等訪問支援 といった学齢児を対象としたサービスが創設されました

マル2 障害者虐待防止法 の施行（平成24年）

市町村に障がい者虐待対応の窓口となる 市町村障がい者虐待防止センター の設置が義務付けられました

マル3 障害者差別解消法 の成立（平成25年）

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や 社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供などについて規定されています（平成28年4月施行）

（4）雇用・就業の分野

マル1 障害者雇用促進法 の一部改正（平成25年）

法定雇用率が引き上げ（民間企業1.8パーセントから2.0パーセントに引き上げ）となり 平成30年4月から 精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に追加されました

また 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止 障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置 合理的配慮の提供義務 について規定されています

マル2 障害者優先調達推進法 の成立（平成24年）

市は 毎年度 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し公表することを規定しています

（5）教育・育成の分野

マル1 学校教育法施行令 の改正（平成25年）

障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう インクルーシブ教育を推進するため 就学基準に該当す

る障がいのある子どもが 原則 特別支援学校に就学するという 従来の就学決定の仕組みが改められました

マル2 子ども・子育て支援法 の成立（平成24年）

子ども・子育て支援事業計画において 障がい児も含めた支援体制づくりへの積極的な取組が要請されています

（6） 障害者権利条約 の批准

障がい者が人権及び基本的自由の享有を確保し 障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として 障がい者の権利の実現のための措置等について規定されており（平成26年2月19日発効） 障がい者の権利の実現に向けた取組の一層の強化 人権尊重についての国際協力の一層の推進を図ることとされています

2 本市の障がい者等の状況

（1）人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は 年々増加傾向にあり 特に 精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります

また 障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は 平成26年3月31日で4.01パーセントとなっています

なお 平成25年度の 障害者白書 によれば 全国の障がい者の数は 身体障がい者366万3千人 知的障がい者54万7千人 精神障がい者323万3千人で 国民のおよそ6パーセントとなっています

障がい者手帳所持者の推移

手帳所持者合計

平成21年度 18226人 平成22年度 18786人 平成23年度 19456人 平成24年度 20034人 平成25年度 20712人

宇都宮市人口

平成21年度 508775人 平成22年度 511041人 平成23年度 512470人 平成24年度 514181人 平成25年度 516033人

宇都宮市人口に占める手帳所持者

平成21年度 3.58パーセント 平成22年度 3.68パーセント 平成23年度 3.80パーセント 平成24年度 3.90パーセント 平成25年度 4.01パーセント

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は 年々増加傾向にあり 平成26年3月31日現在で14780人となっています

障がいの種類別にみると 肢体不自由 が最も多く 7315人 全体の半数を占めています

また 障がいの等級別にみると 重度の障がい者 1級・2級 が全体の45パーセント程度で推移しており その内訳は内部障がい 心臓・じん臓・肝臓など が約45パーセントで最も多く 次いで肢体不自由が36パーセントとなっています

障がいの部位別にみた身体障がい者手帳所持者数の推移

内部

平成21年度 3781人 平成22年度 3940人 平成23年度 4078人 平成24年度 4185人 平成25年度 4342人

肢体

平成21年度 6755人 平成22年度 6873人 平成23年度 6999人 平成24年度 7122人 平成25年度 7315人

音声

平成21年度 154人 平成22年度 150人 平成23年度 151人 平成24年度 159人 平成25年度 159人

聴覚

平成21年度 1865人 平成22年度 1895人 平成23年度 1947人 平成24年度 1945人 平成25年度 1962人

視覚

平成21年度 1003人 平成22年度 983人 平成23年度 990人 平成24年度 1006人 平成25年度 1002人

重度の障がい者 1級・2級 の部位別割合

視覚 11パーセント 肢体不自由 36パーセント 内部 45パーセント 聴覚 8パーセント

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も 他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり 平成26年3月31日現在で3300人を超え 特にB2 IQ50から70程度の軽度知的障がいの手帳所持者の伸び率が高くなっています

障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移

B2

平成21年度 698人 平成22年度 750人 平成23年度 840人 平成24年度 901人 平成25年度 955人

B1

平成21年度 890人 平成22年度 930人 平成23年度 952人 平成24年度 980人 平成25年度 1012人

A2

平成21年度 787人 平成22年度 806人 平成23年度 823人 平成24年度 837人 平成25年度 868人

A1

平成21年度 469人 平成22年度 482人 平成23年度 496人 平成24年度 517人 平成25年度 532人

平成25年度の程度別構成比

A1 16パーセント A2 26パーセント B1 30パーセント B2 28パーセント

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 近年特に増加傾向にあり 平成26年3月31日現在で2500人を超え 特に2級 日常生活に著しい支障がある の手帳所持者の伸び率が高く 手帳所持者の約6割程度を占めています

障がいの等級別にみた 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

3級

平成21年度 574人 平成22年度 623人 平成23年度 624人 平成24年度 618人 平成25年度 610人

2級

平成21年度 961人 平成22年度 1072人 平成23年度 1235人 平成24年度 1404人 平成25年度 1524人

1級

平成21年度 289人 平成22年度 282人 平成23年度 321人 平成24年度 360人 平成25年度 431人

平成25年度の等級別構成比

1級 17パーセント 2級 59パーセント 3級 24パーセント

(5) 難病患者等の状況

本市では 難病患者等に対する特定疾患患者福祉手当を支給しており 市が指定する81疾患 受給者数は増加傾向にあります

平成25年4月施行の 障害者総合支援法 により 障がいの定義に難病等 対象130疾患 が加わり 手帳の有無に係わらず 障がい程度区分の認定などの手続を経て障がい福祉サービスを利用できることとなりました

特定疾患患者福祉手当の受給者数の推移

平成21年度 4059人 平成22年度 4307人 平成23年度 4488人 平成24年度 4664人 平成25年度 4812人

(6) 発達障がい 高次脳機能障がいのある人の状況

発達障がいのある人 高次脳機能障がいのある人については 栃木県の とちぎリハビリテーションセンター が専門の相談窓口となっており 発達障がいに関する市民の関心の高まりや 高次脳機能障がいの認知度の広がりなどから 相談件数は増加傾向にあります

とちぎリハビリテーションセンターにおける相談件数の推移

高次脳機能障がい

平成22年度 261件 平成23年度 324件 平成24年度 372件

発達障がい

平成22年度 1012件 平成23年度 1136件 平成24年度 1125件

(7) 障がい福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり 平成21年度から平成25年度にかけて約40パーセント増加し 2341人となっています
障がい者の社会参加の促進に伴い 生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており 平成25年度では全体の約7割を占めています

障がい福祉サービスの提供に係る経費は 平成21年度から平成25年度では約70パーセント増加しており 主な要因として 障がい福祉サービスの利用者数の増加のほか 障害者自立支援法 の施行に伴うサービス体系の再編により 障がい福祉施設が新体系に移行したことに伴う報酬の増額などがあります

障がい福祉サービス給付費

平成21年度 3722000000円 平成22年度 4038000000円 平成23年度 4870000000円 平成24年度 5066000000円 平成25年度 5625000000円

障がい福祉サービス利用者数

平成21年度 1623人 平成22年度 1766人 平成23年度 1988人 平成24年度 2130人 平成25年度 2341人

3 アンケート調査結果の概要

障がい福祉サービス等利用者・事業者向けアンケートを平成26年6月にそれぞれ実施し 以下のような意向等を得られました

(1) 障がい福祉サービス等利用者向けアンケート
地域生活への移行について

入所施設から地域生活への移行希望

今のまま入所施設で生活したい 70.2パーセント 家族と一緒に生活したい 12.5パーセント グループホームなどを利用したい 11.5パーセント

地域生活への移行に必要な支援

経済的な負担の軽減 69.7パーセント 必要な在宅サービスなどが適切に受けられること 67.7パーセント 障がい者に適した住居の確保 59.7パーセント 相談する相手が身近にいること 56.4パーセント

一般就労への移行について 現在の仕事における今後の意向

工賃 賃金 の額に関係なく 現在行っている仕事を続けていきたい 64.7パーセント 一般就労していないが 健常者と一緒に働きたいと考えている 12.5パーセント

障がい福祉サービスについて 障がい福祉サービスの満足度

就労移行支援 39.4パーセント 短期入所 40.8パーセント
が低調

今後 充実してほしいサービス

相談機能の充実 46.0パーセント

(2) 障がい福祉サービス等事業者向けアンケート

地域生活への移行について 移行に必要な支援

地域住民の正しい理解や協力 75.0パーセント 地域の相談支援体制の充実 日中活動の場の充実 就労 訓練の場・余暇活動など 65.7パーセント

一般就労への移行 障がい者の就労に必要な支援

施設・事業所と企業とのつながり・情報交換 76.3パーセント 障がい者雇用に対する企業の積極的な取組 69.5パーセント

障がい福祉サービス 事業運営上の課題

スタッフ 人材 の確保 76.0パーセント 育成 72.7パーセント

4 関係団体との意見交換会結果の概要

障がい福祉関係団体 6団体 と意見交換会を平成26年6月から7月に実施し 以下のようなご意見等を得られました

地域生活への移行

住み慣れた地域で生活できるグループホームの充実 地域における障がい者への理解促進が必要である

一般就労への移行

企業における障がいや障がい者への理解 職場での支援が必要である

障がい福祉サービスについて

訪問系サービス

ホームヘルパーなどの支援員 看護師などの専門職の確保が必要である

日中活動系サービス

短期入所について 緊急時に利用できる空きベッドが必要である

居住系サービス

日中に通所する施設から近いグループホームが必要である

障がい児系サービス

必要なサービスや相談を身近な場所で受けられる体制が必要である

地域生活支援事業

どこに何を相談すればよいのか分かるよう 一元化した窓口の設置が必要である

成年後見人制度を理解するための周知・啓発が必要である

5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績

(1) 数値目標

数値目標は 障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行を促進するため 国の基本指針 第2期計画の実績等を踏まえ策定しています

ア 施設入所者の地域生活への移行

マル1 入所施設から地域生活への移行者数

平成26年度末時点で 平成17年10月1日時点の施設入所者 484人 の概ね22パーセント 108人 が地域生活に移行することを目指します

地域移行者数の累計

平成18年度から平成22年度 地域移行者数 累計77人 平成23年度 84人 平成24年度 101人 平成25年度 103人

平成26年度末の目標値 108人 達成率 95.4 パーセント 評価 順調

マル2 施設入所者の削減数

平成26年度末時点で 平成17年10月1日時点の施設入所者 484人から19.2パーセント 93人削減します

施設入所者数と削減数

平成17年10月1日 484人 平成23年10月1日 410人 74人削減 平成24年10月1日 406人 78人削減 平成26年3月31日 397人 87人削減

平成26年度末の目標値 391人 93人削減 達成率 93.5 パーセント 評価 順調

評価基準

平成26年度の目標値に対する平成25年度の実績を評価 本市の行政評価の基準を参考 90パーセント以上は 順調

65パーセント以上90パーセント未満は 概ね順調

65パーセント未満は やや遅れていると評価

取組内容・評価・課題等

施設入所者の中で グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して 個別指導・訓練を行うなど 地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでいます

マル1入所施設から地域生活への移行者数 マル2施設入所者の削減数について 障害者自立支援法の施行に伴い 旧法施設から新体系の施設への移行が進みグループホームの数が増えたことなどにより 概ね目標を達成できる見込みです

近年は グループホームの数が増えていないこと 平成24年度の56箇所から平成25年度は56箇所 施設入所者に占める重度障がい者の割合の増加 障がい支援区分5・6に該当する障がい者の割合 平成24年度の72.6パーセントから平成26年度は78.2パーセント などから 地域移行者数の伸びはやや停滞しています

今後とも 目標値の達成に向け 地域移行の促進に努めていく必要があります

イ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設とは 生活介護 自立訓練 機能訓練 自立訓練 生活訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型事業所 を言います

マル1 福祉施設から一般就労への移行者数

平成26年度において 福祉施設利用者のうち 就労移行支援等のサービスを活用し 一般就労へ移行する者を32人とします

一般就労移行者数

平成25年度 40人 平成26年度末の目標値 32人 達成率 125.0パーセント 評価 順調

マル2 就労支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設利用者 1615人 のうち 就労移行支援事業を利用する者 140人 の割合を8.7パーセントとし 就労継続支援事業の利用者 554人 のうち 就労継続支援事業A型を利用する者 97人 の割合を17.5パーセントとします

福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合

平成25年度 5.9パーセント 平成26年度末の目標値 8.7パーセント 達成率 67.8パーセント 評価 概ね順調

就労継続支援 A型およびB型 の利用者に占めるA型利用者の割合

平成25年度 24.9パーセント 平成26年度末の目標値 17.5パーセント 達成率 142.3パーセント 評価 順調

福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合

就労移行支援事業者利用者数 92人 福祉施設利用者数 1622人 福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合 5.9パーセント

就労継続支援 A型およびB型 の利用者に占めるA型利用者の割合

就労継続支援A型利用者数 149人 就労継続支援B型利用者数 449人 就労継続支援 A型およびB型 の利用者に占めるA型利用者の割合 24.9パーセント

取組内容・評価・課題等

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数については 就労継続支援A型事業所が増加 平成24年度の3箇所から平成25年度 は14箇所

したことや 自立支援協議会 就労支援部会 において 研修会や就労希望者の相談会を実施したことなどにより 目標値を上回っています

就労移行支援事業利用者の割合については 特別支援学校卒業者における一般就労が増加 平成23年度の35.0パーセントから平成24年度は44.9パーセント したことなどから 就労移行支援事業所の利用者が減少したため 低調な状況です

就労継続支援A型利用者の割合については 就労継続支援A型事業所が 増加したことに伴い 利用者が大幅に伸びていることから目標値を上回っています

今後とも 一般就労への支援の充実を図るため 障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し 関係機関や企業との意見交換を行いながら 就労に係る課題や就労支援策の検討を進める必要があります

(2) 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等の必要見込量等は 国の基本指針に基づき 第2期計画中所ける利用者数 障がい者等のニーズ 平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用者数及び量の見込みを設定しています

障がい福祉サービスの実績について

平成24年度は平成25年3月時点の実績 平成25年度は平成26年3月時点の実績を掲載しています

ア 訪問系サービス

サービス種別

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

ひと月あたりの利用量

平成24年度 見込み19994時間 実績15241時間 達成76.2パーセント

平成25年度 見込み22282時間 実績16591時間 達成74.5パーセント

平成26年度 見込み24851時間

評価 概ね順調

ひと月あたりの利用人数

平成24年度 見込み568人 実績488人 達成85.9パーセント

平成25年度 見込み633人 実績638人 達成100.8パーセント

平成26年度 見込み706人

評価 順調

評価基準

平成25年度の達成状況の評価 本市の行政評価の基準を参考にしています

90パーセント以上は 順調

65パーセント以上90パーセント未満は 概ね順調

65パーセント未満は やや遅れている

と評価

取組内容・評価・課題等

訪問系サービスは 身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う 居宅介護が平成25年度において 利用量の約70パーセント 利用人数の約80パーセントを占めています

利用量について 居宅介護は 障がい者の範囲が拡大したことに伴い 利用者の生活パターンに合わせた適切な支援を行うため 必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど 利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定しています また 視覚障がい者の外出を支援する 同行援護は 障害者自立支援法の地域生活支援事業の一事業である 移動支援事業から 平成23年10月に同法の障がい福祉サービスのひとつに位置付けられましたが サービス提供事業所が増えなかったことから 同行援護 の実績が見込みを下回ったと考えられます これらを要因として 訪問系サービス全体の実績が見込みを下回っています

利用人数について 同行援護 の利用人数が見込みを下回っているものの 居宅介護 の利用人数が伸びていることから 平成25年度時点で概

ね見込みどおりの実績となっています

今後も 利用者に対する必要な利用量を見込み 適切なサービス提供に 努めていく必要
があります

イ 日中活動系サービス

サービス種別 生活介護

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み15278日 実績16878日 達成110.5パーセント 評価 順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み817人 実績880人 達成107.7パーセント 評価 順調

サービス種別 自立訓練のうち 機能訓練

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み340日 実績82日 達成24.1パーセント 評価 やや遅れている

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み19人 実績6人 達成31.6パーセント 評価 やや遅れている

サービス種別 自立訓練のうち 生活訓練

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み1148日 実績727日 達成63.3パーセント 評価 概ね順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み58人 実績40人 達成69.0パーセント 評価 概ね順調

サービス種別 就労移行支援

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み2477日 実績1637日 達成66.1パーセント 評価 概ね順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み129人 実績92人 達成71.3パーセント 評価 概ね順調

サービス種別 就労継続支援 A型

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み1680日 実績3013日 達成179.3パーセント 評価
順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み84人 実績149人 達成177.4パーセント 評価 順調

サービス種別 就労継続支援 B型

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み7515日 実績7801日 達成103.8パーセント 評価
順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み427人 実績449人 達成105.2パーセント 評価 順調

サービス種別 療養介護

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み50人 実績46人 達成92.0パーセント 評価 順調

サービス種別 短期入所

ひと月あたりの利用量

平成25年度 見込み798日 実績813日 達成101.9パーセント 評価 順調

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み114人 実績92人 達成80.7パーセント 評価 概ね順調

取組内容・評価・課題等

生活介護 については 事業所が増加 平成24年度の20箇所から 平成25年度は26箇所 したことにより 平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを上回っています

自立訓練の機能訓練・生活訓練 については 施設や作業所において リハビリや入浴排せつ及び食事などの自立した日常生活のための訓練を必要とする障がい者が少なく 介護 家事の援助 創作的活動などを行う 生活介護 の利用量・利用人数が増加したこと 就労の機会等を通じて 生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者が 就労継続支援B型 などを利用したことから 平成24年度から25年度にかけて 利用量・利用人数が見込みを下回っています

就労移行支援 については 就労継続支援A型 が事業所の増加により 利用量・利用人数が増えたこと また 特別支援学校卒業者における一般就労が増加 特別支援学校の卒業生の利用者が減少 したことなどから 就労移行支援の利用者が平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを下回っています

就労継続支援A型 については 事業所が増加したことにより 平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを大きく上回っています

短期入所 については 一人あたりの月間平均利用日数 平成21年4月から平成23年9月で7日 をもとに24年度から26年度の利用人数見込みを算出していましたが 平成24年度から25年度における一人あたりの月間平均利用日数の実績は9日で見込みより長く入所される利用者が多く 利用を希望しても施設に空きがなく利用できない場合があったため 実利用人数は平成24年度から25年度にかけて見込みを下回っています

今後も サービス利用者の利用実態やサービス提供事業所の動向を踏まえて 利用量を見込む必要があります

ウ 居住系サービス

サービス種別 共同生活援助 グループホーム 共同生活介護 ケアホーム

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み363人 実績339人 達成93.4パーセント 評価 順調

サービス種別 施設入所支援

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み396人 実績397人 達成100.3パーセント 評価 順調

取組内容・評価・課題等

共同生活援助 グループホーム 共同生活介護 ケアホーム について 施設入所者の中で グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して 個別指導・訓練を行うなど 施設入所者の地域移行に取り組んでおり 平成24年度から25年度にかけて概ね見込みどおりの実績となっています

施設入所支援 については 地域生活への移行の促進により 見込みどおり実績が減少しています

今後も 自立支援協議会 相談支援部会 を活用して関係機関と地域移行に向けた検討を行うとともに 更なる地域移行を促進するため サービスの利用意向を踏まえ 利用人数を見込む必要があります

エ 相談支援系サービス

サービス種別 計画相談支援

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み83人 実績19人 達成22.9パーセント 評価 やや遅れている

サービス種別 地域移行支援

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み2人 実績0人 達成0パーセント 評価 やや遅れている

サービス種別 地域定着支援

ひと月あたりの利用人数

平成25年度 見込み2人 実績4人 達成200.0パーセント 評価 順調

取組内容・評価・課題等

計画相談支援 については 指定特定相談支援事業所や県主催の相談支援従事者初任者研修を受講してサービス等利用計画を作成する相談支援専門員数が十分ではなく 平成24年度から25年度にかけて見込みを下回っていますが 市内のサービス事業者に対して計画相談支援 についての説明会を開催するなど 理解促進に努めるとともに 利用者への更なる周知啓発を図っているところです

地域移行支援 については 平成25年度は入所施設や精神病院などから地域生活への移行が可能な長期入院者が少なかったことから 利用実績がありませんでした 単身で生活する障がい者を対象とした 地域定着支援 については 平成24年度から25年度にかけて見込みを上回る利用がありました

今後も引き続き計画相談支援の理解促進に努めるとともに、相談支援部会において地域生活への移行・定着に向けた検討が必要です

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業等の必要見込量等は、国の基本指針に基づき、第2期計画中における利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用量の見込みを設定しています

地域生活支援事業の実績について、平成24年度は平成25年3月時点の実績、平成25年度は平成26年3月時点の実績を掲載しています

事業種別 相談支援のうち 障がい者相談支援事業

実施見込 平成25年度 見込み8箇所 実績7箇所 達成87.5パーセント 評価 概ね順調

事業種別 相談支援のうち 基幹相談支援センター

設置有無 平成25年度 見込み有り 実績無し 評価 やや遅れている

事業種別 相談支援のうち 市町村相談支援機能強化事業

実施有無 平成25年度 見込み実施 実績実施 達成100.0パーセント 評価 順調

事業種別 成年後見制度利用支援事業

年間の利用人数 平成25年度 見込み2人 実績0人 達成0パーセント 評価 やや遅れている

事業種別 コミュニケーション支援事業のうち 手話通訳・要約筆記者派遣事業

年間の利用人数 平成25年度 見込み92人 実績97人 達成105.4パーセント 評価 順調

事業種別 コミュニケーション支援事業のうち 手話通訳者設置事業

年間の設置数 平成25年度 見込み2人 実績2人 達成100.0パーセント 評価 順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 介護・訓練支援用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み3件 実績3件 達成100.0パー
 セント 評価 順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 自立生活支援用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み8件 実績7件 達成87.5パーセ
 ント 評価 概ね順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 在宅療養等支援用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み4件 実績5件 達成125.0パー
 セント 評価 順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 情報意思疎通支援用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み10件 実績9件 達成90.0パー
 セント 評価 順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 排泄管理支援用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み67件 実績66件 達成98.5パ
 ーセント 評価 順調

事業種別 日常生活用具給付等事業のうち 居宅生活動作補助用具
 ひと月あたりの給付見込み 平成25年度 見込み1件 実績1件 達成100.0パー
 セント 評価 順調

事業種別 移動支援事業

ひと月あたりの利用量 平成25年度 見込み3067時間 実績3525時間 達成1
 49.3パーセント 評価 順調

ひと月あたりの利用人数 平成25年度 見込み313人 実績328人 達成104.
 7パーセント 評価 順調

事業種別 地域活動支援センターのうち 地域活動支援センター 宇都宮市利用分
 設置数 平成25年度 見込み15センター 実績15センター 達成100.0パーセ
 ント 評価 順調

ひと月あたりの利用人数 平成25年度 見込み220人 実績223人 達成101.
 4パーセント 評価 順調

事業種別 地域活動支援センターのうち 地域活動支援センター 他市町利用分
 設置数 平成25年度 見込み1センター 実績1センター 達成100.0パーセント
 評価 順調

ひと月あたりの利用人数 平成25年度 見込み1人 実績1人 達成100.0パーセ
 ント 評価 順調

事業種別 障がい児等療育支援事業 箇所数 平成25年度 見込み1箇所 実績1箇所
達成100.0パーセント 評価 順調

事業種別 福祉ホーム事業 設置数 平成25年度 見込み2施設 実績2施設 達成1
00.0パーセント 評価 順調

事業種別 訪問入浴サービス事業
ひと月あたりの利用人数 平成25年度 見込み19人 実績18人 達成94.7パー
セント 評価 順調

事業種別 日中一時支援事業のうち 日中支援型
ひと月あたりの利用回数
平成25年度 見込み2121回 実績2318回 達成109.3パーセント 評価
順調

ひと月あたりの利用人数
平成25年度 見込み314人 実績328人 達成104.5パーセント 評価 順調

事業種別 日中一時支援事業のうち 放課後支援型
ひと月あたりの利用回数
平成25年度 見込み1638回 実績1534回 達成93.7パーセント 評価 順
調

ひと月あたりの利用人数
平成25年度 見込み250人 実績223人 達成89.2パーセント 評価 概ね順
調

事業種別 日中一時支援事業のうち 医療的ケア
ひと月あたりの利用回数
平成25年度 見込み81回 実績77回 達成95.1パーセント 評価 順調

ひと月あたりの利用人数
平成25年度 見込み26人 実績22人 達成84.6パーセント 評価 概ね順調

取組内容・評価・課題等

相談支援 については 基幹相談支援センター の設置が遅れていますが いつでも身近
な場所で総合的な支援が受けられるようセンターの設置も含め 相談支援体制の強化に向
けて検討を進めています

成年後見制度利用支援事業 については 成年後見制度を利用する際に 家裁への申立人
がいない場合 市長が申立を行うことができ また 成

年後見人等の報酬の負担が困難な方に対して その費用を助成する事業ではありますが 平成24年度から25年度にかけて対象となる方からの相談がほとんどなく 利用実績はなかったことから 宇都宮市社会福祉協議会が実施している 法人後見事業 宇都宮市社会福祉協議会が家庭裁判所の選任により 成年後見人として就任する事業 と合わせて制度の周知を図るなど 更なる啓発が必要です

コミュニケーション支援事業 については 日常生活における意思疎通支援の機会保障の法整備が進み 手話通訳者派遣事業が平成24年度から25年度にかけて見込みを上回る実績となっています

日常生活用具給付等事業 については 概ね見込みどおりとなっています

移動支援 については 平成23年10月から 同行援護 視覚障がい者が対象 が創設されたことに伴い 移動支援 の利用から 同行援護 の利用へと対象者の移行を進めており 平成24年度は 同行援護 への移行が進んでいませんでしたが 平成25年度は順調に進み 見込みどおりの実績となっています

日中一時支援事業 については 概ね見込みどおりの実績となっています

今後とも サービス利用者の利用実態や利用意向を踏まえて 地域生活支援事業の充実を図る必要があります

6 課題の総括

1から5を踏まえ 第4期計画策定に向けた本市における課題を総括します

(1) 地域生活への移行

移行者数の伸びが停滞していることから 更なる住まいの場や相談支援体制など地域生活を支援する体制を充実するとともに また 安心して地域生活に移行できるよう 今後とも必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制を充実する必要があります

(2) 一般就労への移行

更なる一般就労への移行を進めるため 関係機関や企業と就労支援に関する

る情報共有を継続して行うとともに 今後とも 就労系サービスの利用状況や利用者ニーズを適切に踏まえ 一般就労に結び付ける就労支援の充実が必要です

(3) 障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

事業者に対して各種研修会等に関する情報提供を継続して行うなど 今後とも必要な訪問系サービスが受けられるサービス体制の確保が必要です

イ 日中活動系サービス

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動の場の充実など 今後とも在宅の障がい者の地域生活を支援する体制の充実が必要です

ウ 居住系サービス

更なる地域移行を促進するため 地域移行の受け皿となる住まいの場の確保が必要です

エ 相談支援系サービス

計画相談支援の理解促進 地域生活への移行・定着に向けた更なる相談支援の充実が必要です

オ 障がい児支援系サービス

障がい児が必要な支援を身近な場所で受けられるよう サービス提供体制の充実が必要です

(4) 地域生活支援事業

障がい者やその家族が身近な場所で気軽に相談できるよう 更なる地域における相談支援体制の充実を図るとともに 成年後見制度の利用を促進するため 更なる制度の周知啓発に取り組む必要があります

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

障害者基本法 や 障害者総合支援法 の趣旨を踏まえて策定された 第4次宇都宮市障がい者福祉プラン の基本理念である 障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会 の実現を目指し また 国の基本指針に即し 障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図るための 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 を策定します

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため 障がい者等の自己決定を尊重し その意思決定の支援に配慮するとともに 障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として 障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者 知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし より一層のサービスの充実に努めます

また 発達障がい者及び高次脳機能障がい者については 従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり 引き続きその旨の周知を図るとともに 難病患者等についても 引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります

(3) 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から 福祉施設等からの地域生活への移行 地域生活の継続の支援 就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため 地域生活

支援の拠点づくり NPO等によるインフォーマルサービス 法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます の提供等 地域の社会資源を最大限に活用し 提供体制の整備を進めます

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては 1 計画の基本理念 や第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の課題等を踏まえ 次に掲げる点に配慮し 数値目標の設定や見込量の確保に努めます

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援 の充実を図り 必要な訪問系サービスの確保に努めます

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス 療養介護 生活介護 短期入所 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス の確保に努めます

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに 地域移行支援及び地域定着支援等の推進により 入所等から地域生活への移行を進めます
また 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを確保することによって 障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるように努めます

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により 障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに 福祉施設における雇用の場の拡大に努めます

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに これらのサービスの適切な利用を支え
また 各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です

このため 障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援 個別事例における専門的な指導や助言を行うほか 利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し 必要な施策を確保するとともに これらの取組を効果的に進めるため 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し 相談支援体制の充実に努めます

また 相談支援体制の構築が進むことに伴い 施設入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて 地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから 地域移行支援に係るサービス提供体制の確保を図るとともに 地域生活へ移行した後の地域の定着はもとより 地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため 地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます

そして これらの相談支援の提供体制を確保するため 障がい者自立支援協議会を活用しながら 相談支援に係る課題の情報共有 関係機関との連携・強化を図ります

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については 子ども・子育て支援法 平成24年法律第65号 第2条第2項において 子ども・子育て支援の内容及び水準は 全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって 良質かつ適切なものでなければならない と規定されていること及び同法に基づく教育 保育等の利用状況を踏まえ 居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス 児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から 教育 保育等の関係機関とも連携を図った上で 障がい児及びその家族に対して 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です

よって 障がい児を支援する体制を確保するために 児童福祉法に基づく障がい児通所支援についても第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画に定め 当該計画に沿った取組を進めるよう努めます

第4章 平成29年度の目標値の設定

本市では 第1期から第3期計画において 施設に入所している障がい者の地域生活への移行や 福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行について 目標設定を行い さらに目標を達成するための方策を定め 取り組んできました

第4期計画においても 国の基本指針に即しつつ これまでの進捗状況の分析結果を踏まえ 新たに目標値を設定するとともに 目標を達成するための取組を推進していきます

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の目標設定

マル1 入所施設から地域生活への移行

平成29年度末までに 平成25年度末時点の施設入所者 397人 の7パーセント以上 28人以上 が地域生活へ移行することを目指します

マル2 施設入所者数の削減

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者 397人 から4パーセント以上 16人以上 削減することを目指します

国・市の目標値

マル1 入所施設から地域生活への移行

国 平成29年度末までに 平成25年度末時点の施設入所者の12パーセント以上を地域生活へ移行

市 平成29年度末までに 平成25年度末時点の施設入所者の7パーセント以上を地域生活へ移行

マル2 施設入所者数の削減

国 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減

市 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減

(1) 国の目標値設定の考え方

マル1・マル2について 平成17年10月1日時点から平成24年度末の平均伸び率をベースに目標設定しています

(2) 市の目標値設定の考え方

マル1について 本市においては 現在入所している入所者の重度者の割合が全国平均よりも高いことを考慮するとともに 平成23年度から25年度の状況を勘案すると 年間およそ5人程度の地域移行が見込まれます

この見込みを踏まえつつ 今後 さらなるグループホームの整備促進 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を通じ 平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を平成25年度末の施設入所者 397人 の7パーセント以上 28人以上と設定します

マル2について 本市においては マル1と同様 現在入所している入所者の重度者の割合が高いことを考慮すると 年間およそ3人の削減が見込まれます

この見込みを踏まえ 平成29年度末時点での施設入所者を平成25年度末時点の施設入所者 397人 から 4パーセント以上 16人以上 削減すると設定します

目標達成に向けた取組

グループホームは 地域生活移行者の受け皿として重要な役割を果たすことから 運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し 整備を促進します

また 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を図るとともに 相談支援事業所などで構成する自立支援協議会相談支援部会において

事例検討会の開催等により地域生活への移行・定着を推進します

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図り

サービス等利用計画を活用して 実施状況の把握による地域移行を促進します

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行 の目標値については 国の基本指針に基づき 都道府県が策定する障害福祉計画に設定するものです

参考 国の目標値

入院後3か月時点の退院率

平成29年度末における入院後3か月時点の退院率を64パーセント以上とする

入院後1年時点の退院率

平成29年度末における入院後1年時点の退院率を91パーセント以上とする

長期入院者数

平成29年度末までに 入院期間が1年以上の長期在院者数を平成24年6月末時点から 18パーセント以上削減する

2 地域生活支援拠点等の整備

本市の目標設定

平成29年度末までに 一つの地域生活支援拠点を整備することを目指します

国・市の目標値

地域生活支援拠点等の整備

国 平成29年度末までに 少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を整備

市 平成29年度末までに 一つの地域生活支援拠点等を整備

(1) 国の目標値設定の考え方

今後 障がい者の重度化・高齢化や 親亡き後 を見据えた視点に立ち 地域において求められている相談 体験の機会・場の提供 緊急時の受け入れ・対応 専門的な対応 地域の体制づくり等の機能を強化すること その際 相談支援を中心として 学校からの卒業 就職 親元からの独立等 生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要であることから 平成29年度末までに一つ以上の拠点等を整備することを基本としています

ただし 拠点の整備としてではなく 地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であり その際には 個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されていることが求められます

(2) 市の目標値設定の考え方

国の考え方を踏まえながら 基幹相談支援センターを中核として グループホームや短期入所等の地域の社会資源との機能の連携により 面的な整備を推進します

目標達成に向けた取組

地域生活への移行・定着に向けた地域支援機能を強化するため 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図るとともに 地域生活での居住支援機能を強化するため グループホームの整備を促進します

さらに 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制を強化し 基幹相談支援センターにおいて グループホームや短期入所等の利用をマネジメントする機能の充実を図り 地域において効果的な支援ができる体制整備を推進し

ます

3 福祉施設から一般就労への移行等

本市の目標設定

マル1 一般就労への移行

平成29年度末における一般就労への移行を平成24年度実績 39人 の2倍以上 78人以上 とすることを目指します

マル2 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末 92人 の利用者から6割以上増加 147人以上 とすることを目指します

マル3 就労移行支援事業所の就労移行率

平成29年度末における事業所ごとの就労移行率について 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します

国・市の目標値

マル1 一般就労への移行

国 平成29年度末における一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上

市 平成29年度末における一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上

マル2 就労移行支援事業の利用者数

国 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加

市 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加

マル3 就労移行支援事業所の就労移行率

国 事業所ごとの就労移行率について 就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

市 事業所ごとの就労移行率について 就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

（１）国の目標値設定の考え方

マル１からマル３について 今後も 就労移行支援事業等の推進により 障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに 福祉施設における雇用の場の拡大を推進していくことが重要であるという観点から 直近の実績等を踏まえて目標設定しています

（２）市の目標値設定の考え方

マル１について 本市における平成２１年度から２５年度の状況が今後も続くとした場合 年間約７人の一般就労移行者数が見込まれます

この見込みを踏まえつつ より一層の一般就労移行者数の増加に向け 今後 自立支援協議会就労支援部会の活用 関係機関や企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ 平成２９年度末までに平成２４年度実績 ３９人 の２倍以上 ７８人以上と設定します

マル２について 本市においては 就労継続支援事業Ａ型の利用者の増加に伴い 今後も就労移行支援事業の利用者数は 横ばいまたは減少が見込まれます

今後 より一層 就労移行支援事業の利用を促進するため 成功事例の報告会や事例検討会の開催等による一般就労への移行推進 関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ 平成２９年度末の就労移行支援事業の利用者を平成２５年度末 ９２人 から６割以上増加 １４７人以上 とする目標を設定します

マル３について 各事業所における就労移行率については 本市における過去の実績から今後の就労移行率を見込むことは困難であります 但し マル２と同様な取組を通じ 就労移行率が３０パーセント以上である就労移行支援事業所を 平成２９年度末までに全体の５割以上とする目標を設定します

目標達成に向けた取組

就労移行支援事業の利用者を対象に職場体験実習を実施するほか 企業等に対する障がい者雇用の理解促進や 一般就労に向けた就労体験等を行う企業の開拓を推進し 障がい者の雇用を促進します

就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター ハローワークなどで構成する自立支援協議会就労支援部会においては 事業所職員に対する就労支援に係る説明会の開催や就労希望者の情報共有に取り組むとともに 成功事例の報告会や事例検討会の開催等により 一般就労への移行を推進するほか 関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実を図ります

また 利用可能な対象者における 就労移行支援事業 の適切な利用に向けた事業所への周知や サービス等利用計画を活用し 実施状況の把握による更なる 就労移行支援事業の利用を促進します

第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策

本市では 第1期から第3期計画において 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込みを設定し その見込量を確保するための方策に取り組んできました

第4期計画における 必要なサービス見込量については 国の基本指針に基づき本市の第3期計画の進捗や課題を踏まえ 現在の利用者数を基礎として 直近の利用者の動向 今後の市の取組などを勘案し 必要な見込量を設定するとともに その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます

1 訪問系サービス

(1) 実施に関する考え方

訪問系サービスについては 障がい者が地域で安心して暮らせるよう サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から 直近の利用者の実績等を配慮して見込量を設定します

なお サービス見込量は 国の基本指針に即して 訪問系サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 を一括して見込みます

第4期計画の見込量

サービス種別

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援

ひと月あたりの利用量

平成27年度 19104時間

平成28年度 19686時間

平成29年度 20318時間

ひと月あたりの利用人数

平成27年度 695人

平成28年度 724人

平成29年度 757人

(2) 見込量確保のための方策

必要なサービスが受けられるサービス提供体制の充実に向けて 事業者に対する各種研修会等の情報提供を行い 専門的人材の確保やサービスの質の向上を支援するとともに 在宅医療を含む地域療養支援体制との連携強化を図ります

また 基幹相談支援センターを中核とした相談支援の強化により 必要な在宅サービスが受けられるよう 相談支援体制の整備を推進します

2 日中活動系サービス

(1) 実施に関する考え方

日中活動系サービスについては 障がい者が自立した生活を送れるよう 障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動 創作活動の場を提供するサービス 一般就労への移行 社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに 施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から 事業所の増加や利用者の重度化 サービスの特性等を考慮して 見込量を設定します

また 就労移行支援は 福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標を踏まえ 見込量を設定します

第4期計画の見込量

サービス種別 生活介護

ひと月あたりの利用量 平成27年度 17719人日分 平成28年度 17895人日分 平成29年度 18071人日分 ひと月あたりの利用人数
平成27年度 904人分 平成28年度 913人分 平成29年度 922人分

サービス種別 自立訓練 機能訓練

ひと月あたりの利用量 平成27年度 117人日分 平成28年度 117人日分 平成29年度 117人日分
ひと月あたりの利用人数 平成27年度 7人分 平成28年度 7人分 平成29年度 7人分

サービス種別 自立訓練 生活訓練

ひと月あたりの利用量 平成27年度 895人日分 平成28年度 895人日分 平成29年度 895人日分
ひと月あたりの利用人数 平成27年度 44人分 平成28年度 44人分 平成29年度 44人分

サービス種別 就労移行支援

ひと月あたりの利用量 平成27年度 2060人日分 平成28年度 2419人日分
平成29年度 2778人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 109人分 平成28年度 128人分 平成
29年度 147人分

サービス種別 就労継続支援 A型

ひと月あたりの利用量 平成27年度 4080人日分 平成28年度 4366人日分
平成29年度 4488人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 200人分 平成28年度 214人分 平成
29年度 220人分

サービス種別 就労継続支援 B型

ひと月あたりの利用量 平成27年度 8748人日分 平成28年度 8838人日分
平成29年度 8928人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 486人分 平成28年度 491人分 平成
29年度 496人分

サービス種別 療養介護

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 47人分 平成28年度 47人分 平成
29年度 47人分

サービス種別 短期入所のうち 福祉型

ひと月あたりの利用量 平成27年度 854人日分 平成28年度 862人日分 平
成29年度 870人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 99人分 平成28年度 100人分 平成2
9年度 101人分

サービス種別 短期入所のうち 医療型

ひと月あたりの利用量 平成27年度 40人日分 平成28年度 40人日分 平成2
9年度 40人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 10人分 平成28年度 10人分 平成29
年度 10人分

(2) 見込量確保のための方策

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動系サービスの充実に向け 医療機関
との連携強化 各種研修会等に関する情報提供を行います

就労系サービスについては 自立支援協議会就労支援部会において 成功事例の報告会や
事例検討会の開催等により 一般就労への移行を推進するとともに 関係機関・企業との
意見交換による就労支援策の充実を図ります

また 障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援 官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大により 収入の安定と雇用の創出に繋げていきます
短期入所については 基幹相談支援センター等における利用状況の情報共有により 受入体制の確保を図ります

3 居住系サービス

(1) 実施に関する考え方

居住系サービスについては 障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため 障がい者の住まいの場のひとつとしてグループホームを選択できるよう 施設入所者の地域生活への移行に対応したサービス提供を確保する観点から 事業所の増加や利用者の重度化等を考慮して 見込量を設定します

共同生活援助 グループホーム は 数値目標において 地域移行者数の目標値を設定していることから 地域移行を希望する者のうち グループホーム利用の意向がある者の割合を考慮して 見込量を設定します

また 施設入所支援は 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえ 見込量を設定します

第4期計画の見込量

共同生活援助 グループホーム

ひと月あたりの利用人数

平成27年度 363人分

平成28年度 378人分

平成29年度 393人分

施設入所支援

ひと月あたりの利用人数

平成27年度 391人分

平成28年度 386人分

平成29年度 381人分

(2) 見込量確保のための方策

更なる地域移行を促進するため 法人に対する施設整備等の支援によるグループホームの整備を促進します

また 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図るとともに 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化による地域移行を支援していきます

さらに 自立支援協議会相談支援部会における 事例検討会の開催等による地域生活への移行・定着を推進します

4 相談支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

相談支援系サービスについては 障がい者が適切なサービスを利用できるよう サービス等利用計画作成に必要な体制の確保や 地域移行・地域定着に対応したサービス提供の確保の観点から 事業所の増加や今後の新規利用者等を考慮して 見込量を設定します

第4期計画の見込量

計画相談支援

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 194人分 平成28年度 209人分 平成29年度 225人分

地域移行支援

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 2人分 平成28年度 2人分 平成29年度 2人分

地域定着支援

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 6人分 平成28年度 8人分 平成29年度 10人分

(2) 見込量確保のための方策

サービス等利用計画作成の利用者への周知徹底を図るとともに 相談支援専門員の計画作成のスキルアップに向けた事例検証や研修等を実施します

また 地域移行支援・地域定着支援の利用促進に向けた制度の周知啓発を行うとともに 自立支援協議会相談支援部会における事例検討会の開催等による地域生活への移行・定着を推進します

5 障がい児支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

障がい児支援系サービスについては 障がい児が必要なサービスを受けられるよう 障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から 事業所の増加やサービスの特性等を考慮して 見込量を設定

します

第4期計画の見込量

サービス種別 児童発達支援

ひと月あたりの利用量 平成27年度 1155人日分 平成28年度 1485人日分
平成29年度 1840人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 105人分 平成28年度 110人分 平成
29年度 115人分

サービス種別 医療型児童発達支援

ひと月あたりの利用量 平成27年度 248人日分 平成28年度 310人日分 平
成29年度 372人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 31人分 平成28年度 31人分 平成29
年度 31人分

サービス種別 保育所等訪問支援

ひと月あたりの利用量 平成27年度 6人日分 平成28年度 6人日分 平成29年
度 6人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 1人分 平成28年度 1人分 平成29年度
1人分

サービス種別 放課後等デイサービス

ひと月あたりの利用量 平成27年度 1815人日分 平成28年度 2145人日分
平成29年度 2475人日分

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 121人分 平成28年度 143人分 平成
29年度 165人分

サービス種別 障がい児相談支援

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 27人分 平成28年度 30人分 平成29
年度 33人分

(2) 見込量確保のための方策

国や県及び事業所の動向や利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに 障がい児相談支
援事業所の充実 サービスの質の向上に向けた連絡会議や研修会を実施していきます

また 今後ともサービス等利用計画の作成や相談支援について 保護者への周知啓発をし
ていきます

6 障がい福祉サービス事業所

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう 障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの平成27年度から平成29年度の見込量 利用人数 について平成26年度におけるそれぞれの市内障がい福祉サービス事業所の定員数と比較し 必要となる市内の事業所定員数や事業所数を以下のとおり見込みます

市内障がい福祉サービス事業所定員数の見込み

サービス種別 生活介護 通所事業所のみ

必要となる定員 平成27年度 3人分不足 平成28年度 16人分不足 平成29年度 32人分不足

サービス種別 自立訓練 機能訓練

必要となる定員 平成27年度 21人分余剰 平成28年度 21人分余剰 平成29年度 21人分余剰

サービス種別 自立訓練 生活訓練

必要となる定員 平成27年度 36人分余剰 平成28年度 36人分余剰 平成29年度 36人分余剰

サービス種別 就労移行支援

必要となる定員 平成27年度 61人分余剰 平成28年度 35人分余剰 平成29年度 11人分余剰

サービス種別 就労継続支援 A型

必要となる定員 平成27年度 21人分余剰 平成28年度 4人分余剰 平成29年度 3人分余剰

サービス種別 就労継続支援 B型

必要となる定員 平成27年度 132人分余剰 平成28年度 127人分余剰 平成29年度 121人分余剰

サービス種別 短期入所

必要となる定員 平成27年度 23人分余剰 平成28年度 23人分余剰 平成29年度 23人分余剰

サービス種別 共同生活援助 グループホーム

必要となる定員 平成27年度 41人分余剰 平成28年度 16人分余剰 平成29年度 9人分不足

市内障がい福祉サービス事業所数の見込み

生活介護のうち 通所事業所のみ

必要となる定員 を 1事業所あたりの平均定員数 で除すと 約1.8 なので 必要
事業所数 は 2か所程度 になります

就労継続支援 A型

必要となる定員 を 1事業所あたりの平均定員数 で除すと 約0.2 なので 必要
事業所数 1か所程度 になります

共同生活援助 グループホーム

必要となる定員 を 1事業所あたりの平均定員数 で除すと 約1.3 なので 必要
事業所数 2か所程度 になります

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市では 第1期から第3期計画において 地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し その見込量を確保するための方策に取り組んできました

第4期計画においても 必要なサービス量については 現在の利用者数を基礎として 直近の利用者の動向 今後の市の取組などを勘案し 必要な見込量を設定するとともに その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます

1 必須事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

必須事業については 相談支援事業や意思疎通支援事業 移動支援事業といった障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられています これらの事業を必要とする障がい者等に 効果的・効率的に事業が実施できるよう 見込量を設定します

第4期計画の見込量

サービス種別 理解促進研修・啓発事業

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 自発的活動支援事業

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 相談支援事業のうち 障害者相談支援事業

実施見込みの箇所数 平成27年度 8箇所 平成28年度 8箇所 平成29年度 8箇所

サービス種別 相談支援事業のうち 基幹相談支援センター

設置有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 相談支援事業のうち 市町村相談支援機能強化事業

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 成年後見制度利用支援事業

年間の利用人数 平成27年度 3人 平成28年度 3人 平成29年度 3人

サービス種別 成年後見制度法人後見支援事業

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 意思疎通支援事業のうち 手話通訳・要約筆記者派遣事業

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 115人 平成28年度 123人 平成29年度 131人

サービス種別 意思疎通支援事業のうち 手話通訳者設置事業

年間の設置人数 平成27年度 2人 平成28年度 2人 平成29年度 2人

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 介護・訓練支援用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 3件 平成28年度 3件 平成29年度 3件

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 自立生活支援用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 7件 平成28年度 7件 平成29年度 7件

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 在宅療養等支援用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 7件 平成28年度 7件 平成29年度 7件

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 情報・意思疎通支援用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 9件 平成28年度 9件 平成29年度 9件

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 排泄管理支援用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 66件 平成28年度 66件 平成29年度 66件

サービス種別 日常生活用具給付等事業のうち 居宅生活動作補助用具

ひと月あたりの給付見込 平成27年度 1件 平成28年度 1件 平成29年度 1件

サービス種別 手話奉仕員養成研修事業

年間の講習終了見込み者数 平成27年度 58人 平成28年度 60人 平成29年度 62人

サービス種別 移動支援事業

ひと月あたりの利用量 平成27年度 2982時間 平成28年度 2982時間 平成29年度 2982時間

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 284人 平成28年度 284人 平成29年度 284人

サービス種別 地域活動支援センター

設置数 平成27年度 15センター 平成28年度 15センター 平成29年度 15センター

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 221人 平成28年度 221人 平成29年度 221人

サービス種別 障がい児等療育支援事業

実施見込み 箇所数 平成27年度 1箇所 平成28年度 1箇所 平成29年度 1箇所

サービス種別 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

年間の講習終了見込み者数 平成27年度 33人 平成28年度 33人 平成29年度 33人

サービス種別 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

年間の講習終了見込み者数 平成27年度 20人 平成28年度 20人 平成29年度 20人

サービス種別 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業のうち 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

年間の利用人数 平成27年度 5人 平成28年度 5人 平成29年度 5人

(2) 見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業については 障がい者週間における理解啓発活動や盲導犬ふれあい教室などを実施するほか 地域における体験型出前福祉講座や小学校における障がいへの理解促進事業の充実に努めます

自発的活動支援事業については 精神障がい者及びその家族等の団体が行うピアサポート活動などに対する支援を行います

相談支援については 障がい者生活支援センター と 基幹相談支援センター の相互連携 また 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上など 地域における相談支援体制を充実します

成年後見制度利用支援事業については 今後とも成年後見制度法人後見支援事業と併せて制度の周知啓発を図り 対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます

成年後見制度法人後見支援事業については 法人後見の業務を適正に行うことができる体制を整備するため 法人後見の活用を予定している団体に対し 研修を開催します
意思疎通支援事業については 円滑に手話通訳者等を派遣できるよう 関係団体との連携による手話通訳者等の養成と資質向上を図り 人材の確保に努めます
日常生活用具給付等事業については 障がい者の日常生活の質の向上を図られるよう 情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜行います
手話奉仕員養成研修事業については 聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します
移動支援事業については 屋外での移動が困難な障がい者等に対し 社会生活上 必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の支援を行い 地域での自立した生活や社会参加を促進するため 利用者のニーズを的確に把握し 利用対象者や利用方法の見直しを検討します

地域活動支援センターについては 介護給付や訓練等給付では対応しきれないニーズに柔軟に対応できる施設として 一定の地域活動支援センターを確保するとともに 事業者の安定した運営を支援していきます

障がい児等療育支援事業については 在宅の障がい児者の地域生活を支えるため 訪問による療育指導 外来による専門的な療育相談 指導 障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施していきます

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業については 意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう 県との共同により実施していきます

2 その他の事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

その他の事業については 市町村の判断により 障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することとされています
本市の実情等を踏まえ実施していく事業について 見込量を設定します

第4期計画の見込量

サービス種別 福祉ホーム事業

設置数 平成27年度 2施設 平成28年度 2施設 平成29年度 2施設

サービス種別 訪問入浴サービス事業

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 19人 平成28年度 19人 平成29年度 19人

サービス種別 日中一時支援事業のうち 日中支援型

ひと月あたりの利用回数 平成27年度 2865回 平成28年度 3008回 平成29年度 3098回

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 418人 平成28年度 438人 平成29年度 451人

サービス種別 日中一時支援事業のうち 放課後支援型

ひと月あたりの利用回数 平成27年度 1565回 平成28年度 1581回 平成29年度 1597回

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 228人 平成28年度 230人 平成29年度 232人

サービス種別 日中一時支援事業のうち 医療的ケア

ひと月あたりの利用回数 平成27年度 83回 平成28年度 83回 平成29年度 83回

ひと月あたりの利用人数 平成27年度 21人 平成28年度 21人 平成29年度 21人

サービス種別 障がい児支援体制整備

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 巡回支援専門員整備

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 スポーツ・レクリエーション教室開催等

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 文化芸術活動振興

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 点字・声の広報等発行

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 奉仕員養成研修

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 自動車運転免許取得・改造助成

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

サービス種別 障がい者虐待防止対策支援

実施有無 平成27年度 有 平成28年度 有 平成29年度 有

(2) 見込量確保のための方策

福祉ホーム事業については 身体上や精神上的の障がいのために 居宅において日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し 日常生活に適する居室などの設備を持ち必要な便宜を提供する福祉ホーム事業の運営を支援します

訪問入浴サービス事業については 施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障がい者等の身体の清潔を保持し 心身機能の維持等を図るサービスを実施します

日中一時支援事業については 障がい者施設や特別支援学校等において 障がい児者に対する一時的な活動の場の提供や家族の一時的な休息等の確保が継続できるよう サービス提供体制の確保に努めます

障がい児支援体制整備については 子ども発達センターに保健師や看護師 作業療法士などの専門職を配置し 子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行います

巡回支援専門員整備については 家庭や保育園 幼稚園などへの訪問による支援 研修や講演会などの実施による障がい理解の普及啓発を図ります

スポーツ・レクリエーション教室開催等については 障がい者のうつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催します

文化芸術活動振興については うつのみやふれあい文化祭 わくわくアートコンクール 各種芸術・文化講座を開催します

点字・声の広報等発行については 広報 うつのみや の点字版・音声版の発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進します

奉仕員養成研修については 点訳 音訳奉仕員の養成事業を実施します

自動車運転免許取得・改造助成については 自動車運転免許の取得や自動車改造に係る費用の助成を行います

障がい者虐待防止対策支援については 宇都宮市障がい者虐待防止センターにおいて障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに 虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など 障がい者虐待防止を推進します

第7章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては 市民や団体 事業者 関係機関等の協力を得られるよう 広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など あらゆる機会を捉えて 効果的な周知と意識の啓発に努めます

2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し 障がい者福祉の向上を図るため 保健・医療 教育 雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します

3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには 保健福祉の観点からのみならず 医療 教育 雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり 医療機関 教育機関 公共職業安定所 障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会を活用し サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います

4 P D C Aサイクルによる計画の点検・評価

国が示すP D C Aサイクルに即し 数値目標及び各事業の進捗状況などについて 少なくとも年1回 分析・評価を行い 宇都宮市障がい者自立支援協議会及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において 意見をいただくとともに 必要に応じて計画の変更や見直し等を行います

P 計画

基本指針 に即して数値目標等を設定するとともに 障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保策等を定めます

D 実行

計画の内容を踏まえ 事業を実施します

C 評価

数値目標や見込量については 少なくとも1年に1回その実績を把握し 達成状況の分析評価を行います

評価の際には 自立支援協議会や分科会の意見を聴くとともに その結果について公表します

A 改善

評価等の結果を踏まえ 必要があると認めるときは 計画の変更や事業の見直し等を実施します

資料編

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画策定体制は以下のとおりです

障がい福祉サービス計画策定委員会は 計画・計画案の作成や分野間の連携を役割とし 委員長・副委員長・委員で構成する委員会です

委員長は保健福祉部次長 副委員長は子ども部次長 委員は 財政課長 政策審議室長 保健福祉総務課長 高齢福祉課長 障がい福祉課長 保健所総務課長 保健予防課長 子ども発達センター所長 商工振興課長 教育センター所長がそれぞれ務めます

その他の関係部署等については必要に応じて随時協議します

また 計画素案の作成・分野間の連携を役割とし 部会長・委員で構成する作業部会があります 部会長は障がい福祉課長補佐 委員は委員会を構成する課等の担当係長等がそれぞれ務めます

必要に応じ関係部長等会議を開催の上 庁議にて審議・報告を行います

以上が庁内検討組織です

庁外検討組織としては宇都宮市社会福祉審議会 障がい福祉専門分科会と宇都宮市障がい者自立支援協議会があります

宇都宮市社会福祉審議会 障がい福祉専門部会は計画への提言を役割とし その委員は市議会議員 社会福祉従事者 学識経験者 公募委員から構成されます 障がい福祉サービス計画策定委員会の付議に対し提言を行います

宇都宮市障がい者自立支援協議会は課題の協議を役割とし その委員は 当事者団体 サービス提供事業者 地域団体 関係機関 学識経験者 行政から構成されます 障がい福祉サービス計画策定委員会から意見聴取を行います

さらに 障がい者に対するアンケート調査の実施 障害者団体等との意見交換会の実施 パブリックコメントの実施によって 市民の意見を反映します

事務局は障がい福祉課が務めます

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画策定体制は以上です

宇都宮市障害福祉サービス計画策定委員会設置要綱

趣旨

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく障害福祉計画（以下「計画」とする）を策定するため、宇都宮市障害福祉サービス計画策定委員会（以下「委員会」とする）を設置する。

所掌事務

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること

組織

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には子ども部次長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

会議

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

策定作業部会

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐を、副部会長には子ども発達センター副所長をもって充てる。
- 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、当該課・室長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、策定作業部会について準用する。

庶務

第6条 委員会及び策定作業部会に関する庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

補則

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は 平成26年4月1日から施行する

別表1 第3条関係

財政課長 政策審議室長 保健福祉総務課長 高齢福祉課長 障害福祉課長
保健所総務課長 保健予防課長 子ども発達センター所長 商工振興課長 教
育センター所長

別表2 第5条関係

財政課 政策審議室 保健福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 保健所総務
課 保健予防課 子ども発達センター 商工振興課 教育センター

策定経過

平成26年4月
策定体制の整備

平成26年5月
国の基本指針の提示

平成26年6月
障がい者団体等との意見交換会実施 サービス利用者及び事業者へアンケート調査を実施 栃木県との圏域調整会議の第1回

平成26年8月
栃木県との圏域調整会議の第2回 策定委員会の第1回 障がい者自立支援協議会の第1回

平成26年10月
策定委員会の第2回 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の第1回

平成26年11月
障がい者自立支援協議会の第2回 策定委員会の第3回

平成26年12月
社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の第2回 パブリックコメントの実施
1月まで

平成27年2月
策定委員会の第4回 障がい者自立支援協議会の第4回 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の第3回 提言書の提出

平成27年3月
栃木県との圏域調整会議の第3回 庁議部長会 第4期計画策定 県知事報告

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画

提言書

平成27年2月24日
宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は 市が 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 以下 障害者総合支援法 という 第88条に基づく市町村障がい福祉計画である 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 以下 第4期計画 という を策定するにあたり 総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである

本審議会は 障がい者福祉専門分科会において 平成26年10月21日の第1回会議以降 3回の会議を開催し 様々な議論を重ねてきた

障がい者を取り巻く社会環境の変化として 国においては 平成26年1月 障がいのある人の権利及び尊厳を保護し 促進するための包括的かつ総合的な国際条約である 障害者権利条約 の批准を果たしたところであり 批准までの間 障害者基本法 の改正をはじめ 障害者総合支援法 や 障害者差別解消法 の制定のほか 教育・雇用・生活支援など 関連分野の法改正が進められた 特に 平成25年4月に施行された 障害者総合支援法 においては 障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援を 総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げ 障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病等を追加し 障がい児支援の強化 グループホームの一元化 相談支援の充実など 障がい者等に対する支援の拡充が盛り込まれた

市においては このような法改正等の流れを捉えながら 国の基本指針に基づき 障がい福祉サービス等の利用者・事業者の現状 障がい者や障がい特有のニーズを十分に考慮した計画を策定し サービス提供体制の更なる計画的な推進を図ることが求められる

本審議会は このような認識のもとに この提言をまとめたところであり 市においては 計画を策定するにあたり この提言の趣旨を十分に踏まえるとともに 計画を推進するにあたっては 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう 各障がい福祉サービス等の提供体制が十分に確保されることを期待する

2 対応すべき課題

第3期計画 においては 地域生活への移行 と 一般就労への移行 を重点目標に掲げ 地域生活への移行 については 入所施設から地域生活への移行者数・施設入所者の削減数 のそれぞれの目標値の達成率が25年度までに90%を超えており 一般就労への移行 についても 福祉施設から一般就労への移行者数・就労継続支援事業利用者に占めるA型利用者の割合 のそれぞれの目標値の達成率が25年度までに120%を超えるなど 一定の成果を上げている 今後とも 障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう より一層の地域生活や一般就労への移行促進に取り組む必要がある

第4期計画 を策定するにあたっては 第3期計画 の実績・評価 障がい者を取り巻く社会環境の変化 障がい福祉サービス等の利用者・事業者を対象としたアンケート調査や関係団体との意見交換会などから導き出される課題を的確に捉え 計画に反映しなくてはならない

特に アンケート調査や関係団体との意見交換会における当事者の視点に立った 以下の課題への対応が求められる

マル1 施設入所者の地域生活への移行を促進するため 施設入所者が住みたいと希望する地域で安心して暮らせるサービスの確保を図ること

マル2 障がい者の地域における自立した生活を継続して支えられるよう 地域における相談支援体制の充実を図ること

マル3 障がい者の経済的な自立を促進するため 行政・障がい福祉サービス事業所・企業等が連携し 更なる一般就労への移行に向けた取組を充実すること

マル4 障がい福祉サービスを必要とする方が適切なサービスを利用できるよう 障がい福祉サービス事業所の資質向上に向けた支援の充実を図ること

マル5 障がい者やその家族のニーズ 事業所等の実態を十分に踏まえながら 障がい福祉サービスと併せて 地域生活支援事業の充実を図ること

3 計画について

2であげた課題を踏まえ、以下の点に特に留意して計画を推進すべきである

1 施設入所者の地域生活への移行について

施設入所者が、自らが住みたいと思う地域で安心した地域生活を送れるよう、居住の場の整備を促進するなど、日常生活の支援を充実する必要がある

特に、グループホームは、地域生活への移行にあたり、重要な役割を果たすことから、事業者に対する施設整備等の支援により、整備を促進する必要がある。また、短期入所についても、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急時における受入を見据えた支援を充実していく必要がある

2 地域生活支援拠点等の整備について

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法で位置づけられている基幹相談支援センターの設置を進めるとともに、今回の計画より新たに目標として盛り込まれた地域生活支援拠点等の整備にあたっては、基幹相談支援センターを中心として、地域の社会資源を生かした拠点づくりを推進すべきである

この拠点づくりにおいては、基幹相談支援センターが、グループホームや短期入所等の利用状況などの情報を把握しながら、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携を図り、地域生活へ移行した障がい者を含め、在宅で生活している障がい者のそれぞれの状態に応じて適切なサービスにつなぐための役割を果たしていく必要がある

3 福祉施設から一般就労への移行について

障がい者の一般就労をより一層促進するためには、就労を支援する関係機関と積極的に連携を図るとともに、アンケート調査や関係団体との意見交換においても求められている企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図る必要がある。また、就職した障がい者の離職を防ぎ、安心して働き続けられるよう支援する「職場定着支援事業」を引き続き実施するほか、個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう、職場の体験などを実施し、企業等においても取り組みが広がるよう、施策を充実していく必要がある

4 障がい福祉サービスの提供について

障がい者が住み慣れた地域での生活を実現するため 障がい福祉サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを受けることができるよう サービス等利用計画を十分に活用し 安心した地域生活に繋げていくことが重要である

また 質の高いサービスを提供できるよう 県と連携を図りながら 事業所職員等のスキルアップを図るための研修を実施するとともに 障がい福祉サービス事業者に対し 講習会等の情報提供を行うなど 人材育成を支援していく必要がある

5 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については 各地域の実情に応じて実施する事業であることから 障がい者やその家族 事業者からの意見等を十分に踏まえながら 事業の充実を図る必要がある

特に 相談支援事業については アンケート調査や関係団体との意見交換において相談機能の充実を求められていることから 基幹相談支援センターと既存の障がい者生活支援センターの連携を密にしながら 相談支援体制の充実・強化に努める必要がある

また 障がい特性に応じた 円滑な情報の取得・利用ができるよう 意思疎通支援の取り組みを充実する必要がある

4 計画の推進にあたって留意すべき事項について

計画の推進にあたっては 以下の点に留意して取り組むことが必要である

- ・市は 福祉団体 地域団体 障がい福祉サービス事業者 保健・医療・雇用等の様々な主体と連携強化し 障がいのある人が地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ること
- ・市は 国が示すP D C Aサイクルに基づき 定期的に調査 分析及び評価を行うとともに 当審議会に結果を報告し 必要に応じて計画の修正や見直しを行うこと

結びに 本審議会は 障がい福祉サービス等が安定的に提供される体制が確保されることにより 地域で生活している障がい者をはじめ 地域生活へ移行した障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らせる社会が実現することを期待する

5 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会での審議経過

第1回

開催日時

平成26年10月21日 火曜日

午前10時から午前11時30分まで

審議内容

- ・第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について
- ・第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定に向けた現状及び課題の総括について
- ・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の進捗と課題について

第2回

開催日時

平成26年12月18日 木曜日

午後2時から午後3時30分まで

審議内容

- ・仮称 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 の素案について

第3回

開催日時

平成27年2月18日 水曜日

午後2時から午後3時30分まで

審議内容

- ・宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及びパブリックコメントにおける主な意見とその対応について
- ・仮称 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画 の提言書について

宇都宮市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員

分科会長 麦倉 仁巳

職務代理者 池本 喜代正

委員 瓜生 泰

委員 興野 憲史

委員 齋藤 公司

委員 清水 力

委員 鈴木 勇二

委員 中澤 和男

委員 橋本 守功

委員 檜山 和子

委員 福田 久美子

公募委員 稲川 和彦

公募委員 並木 由美

委員 五十音順

障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査結果 概要

1. 調査の目的

この調査は 障がい者の生活実態や障がい福祉サービス等の利用状況を把握し 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施した

2. 調査の対象

利用者向け 障がい福祉サービス等の何らかのサービスを利用している者を対象に 市が層化無作為抽出した1340人

事業者向け 障がい福祉サービス等を提供する障がい福祉サービス事業所を対象に 市が抽出した173箇所

3. 調査の実施方法と回収状況

調査方法 郵送によるアンケート調査

調査期間

平成26年5月30日 金曜日 から

平成26年6月13日 金曜日 まで

回収状況

発送数 利用者向け 1340件 事業者向け 173箇所

回収数 利用者向け 858件 事業者向け 123箇所

回収率 利用者向け 64.0パーセント 事業者向け 71.1パーセント

4. 注意点

(1) 図中の n は 各設問に対する回答者の総数 無回答を除く を表している 図中の構成比 パーセント の母数はこのnを基数としている

(2) 構成比 パーセント の計算は 小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示している このため単数回答 1つだけ選ぶ問 においても 四捨五入の影響で比率 パーセント を足し合わせても100パーセントにならない場合がある

(3) 複数回答 2つ以上選んでよい問 においては 比率 パーセント の合計が100パーセントを超える場合がある

(4) 図中のカテゴリの表記は語句を短縮・簡略化している場合がある

5. 利用者実態調査結果

(1) 入所施設等の満足度

入所者の8割が入所先の施設に満足している

満足している 148件 不明分を除き80.9パーセント

満足していない 35件 不明分を除き19.1パーセント

不明 20件

サンプル数 203件 回答者総数183人

・満足していない理由

サービスの質が悪い 5件 不明分を除き16.1パーセント

利用者負担が高い 4件 不明分を除き12.9パーセント

生活のしにくい場所にある 11件 不明分を除き35.5パーセント

設備が不十分 4件 不明分を除き12.9パーセント

その他 16件 不明分を除き51.6パーセント

不明 4件

サンプル数 35件 回答者総数31人

入所先の施設の満足度は 満足している が80.9パーセントとなっている

満足していない方の理由については 生活のしにくい場所にある 35.5パーセント が最も多く 次にサービスの質が悪い 16.1パーセント と続く その他の意見としては、グループホームでの生活を希望している と言う意見が多い

(2) 地域生活への移行

入所施設利用者の7割が継続を希望している

今のまま生活したい 73件 不明分を除き70.2パーセント

グループホームなどを利用したい 12件 不明分を除き11.5パーセント

家族と一緒に生活したい 13件 不明分を除き12.5パーセント

一般の住宅で一人暮らしをしたい 1件 不明分を除き1.0パーセント

地域で生活したいと思わない 5件 不明分を除き4.8パーセント

不明 12件

サンプル数 116件 回答者総数104人

・地域で生活したいと思わない理由

退所しても住む場所がない 1件 不明分を除き20.0パーセント

同居する家族がいない 1件 不明分を除き20.0パーセント

今入所している施設が設備やスタッフが揃っていて安心 2件 不明分を除き40.0パーセント

退所した後 地域での生活に不安がある 0件 不明分を除き0.0パーセント

その他 1件 不明分を除き20.0パーセント

不明 0件

サンプル数 5件 100.0パーセント 回答者総数5人

生活の拠点については 今のまま生活したい が70.2パーセントで最も多く 次に 家族と一緒に生活したい 12.5パーセント グループホームなどを利用したい 11.5パーセント となっている

(3) 地域生活へ移行するために必要な支援 複数回答

退所後は 経済的な負担の軽減や 必要な在宅サービスなどが適切に受けられること について6割以上が支援を求めている

必要な在宅サービスなどが適切に受けられること 467件 不明分を除き67.7パーセント

障がい者に適した住居の確保 412件 不明分を除き59.7パーセント

生活訓練等の充実 265件 不明分を除き38.4パーセント

経済的な負担の軽減 481件 不明分を除き69.7パーセント

相談する相手が身近にいること 389件 不明分を除き56.4パーセント

地域住民等の理解 316件 不明分を除き45.8パーセント

その他 40件 不明分を除き5.8パーセント

不明 173件

サンプル数 863件 回答者総数690人

入所施設等の退所後に必要な支援については 経済的な負担の軽減 69.7パーセント 必要な在宅サービスなどが適切に受けられること 67.7パーセント で多く 障がい者に適した住居の確保 59.7パーセント 相談する相手が身近にいること 56.4パーセント でも過半数を超えている

(4) 主な収入源

主な収入源は 年金・恩給 が6割以上で最も多い

会社等の給料 16件 不明分を除き2.8パーセント

事業所等の工賃 賃金 69件 不明分を除き11.9パーセント

年金・恩給 380件 不明分を除き65.4パーセント

各種手当 45件 不明分を除き7.7パーセント

家族からの仕送り 4件 不明分を除き0.7パーセント

収入はない 家族に扶養されている 67件 不明分を除き11.5パーセント

不明 110件

サンプル数 18歳から91歳まで 691件 回答者総数581人

収入については 年金・恩給 が65.4パーセントで最も多く 次いで 事業所等の工賃 賃金 が11.9パーセントとなっている

(5) 障がい者の就労支援に必要なこと
就労支援には 約4割が 職場の障がい者への理解 が最も必要だと思っている

通勤手段の確保 155件 不明分を除き22.4パーセント
勤務場所などにおけるバリアフリー等の配慮 49件 不明分を除き7.1パーセント
短時間勤務や勤務日数等の配慮 84件 不明分を除き12.2パーセント
在宅勤務の拡充 51件 不明分を除き7.4パーセント
職場の障がい者への理解 269件 不明分を除き38.9パーセント
職場で介助や援助などを受けられること 154件 不明分を除き22.3パーセント
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 122件 不明分を除き17.7パーセント
知識や能力向上のための職業訓練の充実 84件 不明分を除き12.2パーセント
職場外における相談対応や支援 82件 不明分を除き11.9パーセント
その他 36件 不明分を除き5.2パーセント
不明 172件
サンプル数 863件 回答者総数691人

必要だと考える就労支援として 職場の障がい者への理解 38.9パーセント との回答が最も多くを占め 続いて 通勤手段の確保 22.4パーセント 職場で介助や援助などを受けられること 22.3パーセント 等の順になっている

(6) 日中の過ごし方

日中の過ごし方は 工賃 賃金 を得る仕事 が4割で最も多い

福祉施設や作業所等 ※就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型への通所を含む で 工賃 賃金 を得る仕事をしている 324件 不明分を除き40.3パーセント

一般企業 自営業 家業などで給料を得て仕事をしている 21件 不明分を除き2.6パーセント

身体機能維持・回復の訓練や生活訓練が中心の施設に通っている 72件 不明分を除き9.0パーセント

リハビリテーションや治療のために通院している 9件 不明分を除き1.1パーセント

病院や入所施設で過ごしている 104件 不明分を除き13.0パーセント

社会活動 ボランティアなど を行っている 0件 不明分を除き0.0パーセント

家庭で家事 育児 介護などを行っている 8件 不明分を除き1.0パーセント

自宅で過ごしている 112件 不明分を除き13.9パーセント

大学 専門学校 職業訓練校などに通っている 0件 不明分を除き0.0パーセント

特別支援学校に通っている 96件 不明分を除き12.0パーセント

一般の高校 小中学校に通っている 18件 不明分を除き2.2パーセント

幼稚園 保育所に通っている 9件 不明分を除き1.1パーセント

障がい児通園施設などに通っている 保育園等との並行通園も含む 28件 不明分を除き3.5パーセント

その他 2件 不明分を除き0.2パーセント

不明 60件

サンプル数 863件 回答者総数803人

日中の過ごし方として 福祉施設や作業所等 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型への通所を含む 40.3パーセント が最も多く 続いて 自宅で過ごしている 13.9パーセント 病院や入所施設で過ごしている 13.0パーセント 等と続いている

(7) 現在の仕事における今後の意向

継続意向は 現在行っている仕事を続けたい が6割以上

工賃 賃金 の額に関係なく 現在行っている仕事を続けていきたい 187件 不明分を除き64.7パーセント

大変でも より多く工賃 賃金 のもらえる仕事に就きたい 31件 不明分を除き10.7パーセント

工賃 賃金 の額に関係なく 自分のやりたい仕事に就きたい 27件 不明分を除き9.3パーセント

一般就労していないが 健全者と一緒に働きたいと考えている 36件 不明分を除き12.5パーセント

その他 8件 不明分を除き2.8パーセント

不明 35件

サンプル数 324件 回答者総数289人

今後の仕事の続け方について 工賃 賃金 の額に関係なく 現在行っている仕事を続けていきたい 64.7パーセント が最も多い 一方で 一般就労していないが 健全者と一緒に働きたいと考えている 12.5パーセント 等の回答もある

(8) 悩みなどの相談相手

相談相手は 家族や親戚 が6割

家族や親戚 500件 不明分を除き60.6パーセント
友人・知人 175件 不明分を除き21.2パーセント
職場の上司や同僚 50件 不明分を除き6.1パーセント
障がい者生活支援センター 55件 不明分を除き6.7パーセント
社会福祉協議会 29件 不明分を除き3.5パーセント
市の保健師 14件 不明分を除き1.7パーセント
市の障がい福祉課 86件 不明分を除き10.4パーセント
市の子ども発達センター 16件 不明分を除き1.9パーセント
とちぎりハビリテーションセンター 47件 不明分を除き5.7パーセント
県の福祉の窓口 14件 不明分を除き1.7パーセント
保育所の保育士や学校の教員 56件 不明分を除き6.8パーセント
福祉施設の職員・指導員 291件 不明分を除き35.3パーセント
就労支援機関 ハローワーク 障害者就業・生活支援センターなど 42件 不明分を除き5.1パーセント
病院の医師や看護師 143件 不明分を除き17.3パーセント
ホームヘルパーや訪問看護師 81件 不明分を除き9.8パーセント
手話通訳やガイドヘルパー 2件 不明分を除き0.2パーセント
ボランティア 10件 不明分を除き1.2パーセント
民生委員・児童委員 10件 不明分を除き1.2パーセント
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員 35件 不明分を除き4.2パーセント
相談する人がいない わからない 62件 不明分を除き7.5パーセント
その他 45件 不明分を除き5.5パーセント
不明 38件
サンプル数 863件 回答者総数825人

悩み等の相談相手については 家族や親戚 60.6パーセント が6割を占めて最も多く 次に 福祉施設の職員・指導員 35.3パーセント 友人・知人 21.2パーセント 等と続いている

(9) 将来の生活で不安に思っていること

約5割が 現在 介護してくれる家族が病気等になったら どうすればよいのか
不安に思っている

必要なサービスを受けながら 自立した生活を送ることができるか 374件 不明分を除き45.4パーセント

働くことができるか また 働き続けることができるか 271件 不明分を除き32.9パーセント

生活に必要な収入を得ることができるか 359件 不明分を除き43.6パーセント

身近な人や地域から 簡単な支援や見守りを受けることができるか 223件 不明分を除き27.1パーセント

自分の財産などを管理し 必要な権利などを主張することができるか 217件 不明分を除き26.4パーセント

現在 介護してくれる家族が病気等になったら どうすればよいのか 400件 不明分を除き48.6パーセント

自分の障がいの状態に合った住まい ※福祉施設への入所や病院への入院などを含む を確保することができるか 344件 不明分を除き41.8パーセント

社会や地域から孤立しないか 154件 不明分を除き18.7パーセント

病気や障がいの状態が悪化しないか 351件 不明分を除き42.6パーセント

特になし 56件 不明分を除き6.8パーセント

その他 52件 不明分を除き6.3パーセント

不明 40件

サンプル数 863件 回答者総数823人

将来の生活のことで不安に思っていることとして 現在 介護してくれる家族が病気等になったら どうすればよいのか 48.6パーセント 必要なサービスを受けながら 自立した生活を送ることができるか 45.4パーセント 生活に必要な収入を得ることができるか 43.6パーセント 病気や障がいの状態が悪化しないか 42.6パーセント 自分の障がいの状態に合った住まいを確保することができるか 41.8パーセント とそれぞれ4割を占めている

(10) 障がい福祉サービスの満足度

※各サービスの利用者に対し 満足・やや満足・ふつう・やや不満・不満 で満足度を調査し 満足・やや満足 と回答した割合

居宅介護 62.7パーセント
重度訪問介護 53.1パーセント
同行援護 57.7パーセント
行動援護 48.1パーセント
重度障害者等包括支援 0.0パーセント
生活介護 55.8パーセント
自立訓練 機能・生活 62.3パーセント
就労移行支援 39.4パーセント
就労継続支援 49.7パーセント
療養介護 50.0パーセント
短期入所 40.8パーセント
共同生活援助 GH 68.3パーセント
施設入所支援 67.0パーセント
相談支援 56.9パーセント
児童発達支援 65.6パーセント
放課後等デイサービス 68.8パーセント
医療型児童発達支援 66.7パーセント
保育所等訪問支援 66.7パーセント
移動支援事業 65.3パーセント
地域生活支援センター 55.6パーセント
日中一時支援事業 52.6パーセント
日常生活用具給付事業 53.6パーセント

児童発達支援 65.6パーセント 放課後等デイサービス 68.8パーセント など障がい児を対象としたサービスの満足度が高い また 共同生活援助 グループホーム 68.3パーセント 施設入所支援 67.0パーセント などの居住系サービスの満足度が高く 就労移行支援 39.4パーセント 短期入所 40.8パーセント などの満足度が低くなっている

(11) 今後 充実してほしいサービス 複数回答

福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい サービスの利用について 申請や手続き方法を分かりやすくしてほしい が4割以上で最も多い

福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい 348件 不明分を除き46.0パーセント

ホームヘルプやショートステイなどの在宅サービスを充実してほしい 226件 不明分を除き29.9パーセント

グループホームなどの住まいの場を増やしてほしい 245件 不明分を除き32.4パーセント

工賃 賃金 を得て働く場 日中活動の場を増やしてほしい 261件 不明分を除き34.5パーセント

就職につながるような支援がほしい 181件 不明分を除き23.9パーセント

日中における交流・憩いの場を充実してほしい 232件 不明分を除き30.7パーセント

緊急時の連絡手段や防災対策を充実してほしい 215件 不明分を除き28.4パーセント

障がいの理解を深めたり 健常者と障がい者の交流の場を充実してほしい 234件 不明分を除き31.0パーセント

障がい者スポーツ 芸術・文化活動などへの支援がほしい 151件 不明分を除き20.0パーセント

サービスの利用について 申請や手続き方法を分かりやすくしてほしい 344件 不明分を除き45.5パーセント

サービスの利用条件を緩やかにしてほしい 229件 不明分を除き30.3パーセント

サービスに関する費用負担を軽くしてほしい 264件 不明分を除き34.9パーセント

その他 154件 不明分を除き20.4パーセント

不明 107件

サンプル数 863件 回答者総数756人

今後 充実してほしいサービスについては 福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい が46.0パーセントで最も多く 次に サービスの利用について 申請や手続き方法を分かりやすくしてほしい 45.5パーセント サービスに関する費用負担を軽くしてほしい 34.9パーセント 工賃 賃金 を得て働く場 日中活動の場を増やしてほしい 34.5パーセント と続いている

6. 事業者実態調査結果

(1) 地域生活へ移行するために必要な支援 複数回答

地域住民の正しい理解や協力 81件 不明分を除き75.0パーセント

地域の相談支援体制の充実 71件 不明分を除き65.7パーセント

日中活動の場の充実 就労 訓練の場・余暇活動など 71件 不明分を除き65.7パーセント

夜間の支援体制の充実 緊急時の対応 介護・医療的ケア等 67件 不明分を除き62.0パーセント

障がいのある方の公営住宅の整備 積極的な受け入れ 49件 不明分を除き45.4パーセント

住まいの契約時に関する保証人の問題等の解消 36件 不明分を除き33.3パーセント

住まいのバリアフリー化の促進 補助制度の拡充等 29件 不明分を除き26.9パーセント

グループホーム等の建設に対する公的支援 補助制度の充実 53件 不明分を除き49.1パーセント

入居費用軽減のための家賃補助 38件 不明分を除き35.2パーセント

運営費補助等の公的支援 32件 不明分を除き29.6パーセント

グループホームの報酬単価の引き上げ 42件 不明分を除き38.9パーセント

ショートステイの受け入れ体制の整備 30件 不明分を除き27.8パーセント

その他 7件 不明分を除き6.5パーセント

不明 16件

サンプル数 124件 回答者総数108箇所

施設入所者の地域生活への移行にあたって必要だと思うこととして 地域住民の正しい理解や協力 75.0パーセント が7割以上を占め 続いて 地域の相談支援体制の充実 日中活動の場の充実 就労 訓練の場・余暇活動など が共に65.7パーセント 夜間の支援体制の充実 緊急時の対応 介護・医療的ケア等 等となっている

(2) 障がい者の就労支援に必要な支援 複数回答

企業 社会全体が支えあう仕組みづくり 79件 不明分を除き66.9パーセント
施設・事業所と企業とのつながり・情報交換 90件 不明分を除き76.3パーセント
一般企業への実習 研修制度の充実 62件 不明分を除き52.5パーセント
障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み 82件 不明分を除き69.5パーセント
行政側の積極的な就労先の紹介 斡旋 56件 不明分を除き47.5パーセント
ジョブコーチ制度の利用拡充 47件 不明分を除き39.8パーセント
特別支援学校生の実習受け入れ 就労体験制度の充実 46件 不明分を除き39.0パーセント
その他 9件 不明分を除き7.6パーセント
不明 6件
サンプル数 124件 回答者総数118箇所

障がいのある方が就労するために必要だと思うこととして 施設・事業所と企業とのつながり・情報交換 76.3パーセント が7割以上を占め 続いて 障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み 69.5パーセント 企業 社会全体が支えあう仕組みづくり 66.9パーセント 一般企業への実習 研修制度の充実 52.5パーセント 等となっている

(3) 障がい者のサービス利用の希望に対し 受入できなかったこと 複数回答

ある 80件 不明分を除き65.6パーセント

ない 42件 不明分を除き34.4パーセント

不明 2件

サンプル数 124件 回答者総数122箇所

ある 65.6パーセント ない 34.4パーセントとなっており 6割以上が受入できなかったことがある と回答

(4) 利用者の受入ができなかった理由 複数回答

定員がいっぱいだったため 満床だったため 23件 不明分を除き28.8パーセント

利用希望者の対応に必要な 知識や経験 資格のある支援員が不足していたため 29件 不明分を除き36.3パーセント

利用希望者の性別や年齢などにより 対応できる支援員が不足していたため 20件 不明分を除き25.0パーセント

利用希望者の障がい特性により 他の利用者への配慮等が必要だったため 21件 不明分を除き26.3パーセント

利用希望者に対し 十分なケアができる設備が整っていなかったため 14件 不明分を除き17.5パーセント

その他 19件 不明分を除き23.8パーセント

不明 0件

サンプル数 80件 回答者総数80箇所

利用者の受け入れが出来なかった理由として 利用希望者の対応に必要な 知識や経験 資格のある支援員が不足していたため が36.3パーセント 続いて 定員がいっぱいだったため 満床だったため 28.8パーセント

利用希望者の障がい特性により 他の利用者への配慮等が必要だったため 26.3パーセント 等となっている

(5) 利用希望に可能な限り対応するため 充実すべきこと 複数回答

看護師など有資格者の配置に対する報酬等の加算などの創設 32件 不明分を除き28.6パーセント
重症心身障害児者に対する報酬等の加算などの創設 22件 不明分を除き19.6パーセント
施設や設備の充実を図るための補助金等の創設 53件 不明分を除き47.3パーセント
障がい特性に合わせた対応が可能な知識や経験を有する 支援員の確保 77件 不明分を除き68.8パーセント
多様な利用者に対応するための研修等の充実 59件 不明分を除き52.7パーセント
その他 9件 不明分を除き8.0パーセント
不明 12件
サンプル数 124件 回答者総数112箇所

今後充実すれば良い点について 障がい特性に合わせた対応が可能な知識や経験を有する 支援員の確保
68.8パーセント が7割近くを占め 多様な利用者に対応するための研修等の充実 52.7パーセン
ト 施設や設備の充実を図るための補助金等の創設 47.3パーセント 等と続いている

(6) 事業を運営する上での課題

スタッフ 人材 の確保 92件 不明分を除き76.0パーセント
スタッフ 人材 の育成 88件 不明分を除き72.7パーセント
利用者の身体状況の把握 33件 不明分を除き27.3パーセント
利用者や家族のサービスの理解の低さ 24件 不明分を除き19.8パーセント
利用者からの苦情 6件 不明分を除き5.0パーセント
事故への対応 20件 不明分を除き16.5パーセント
訪問や送迎が非効率 19件 不明分を除き15.7パーセント
設備の充実 29件 不明分を除き24.0パーセント
医療機関との連携 26件 不明分を除き21.5パーセント
他のサービス事業所との連携 36件 不明分を除き29.8パーセント
他のサービス事業所との競争 5件 不明分を除き4.1パーセント
報酬単価の低さ 42件 不明分を除き34.7パーセント
特に課題はない 1件 不明分を除き0.8パーセント
その他 17件 不明分を除き14.0パーセント
不明 3件
サンプル数 124件 回答者総数121箇所

事業を運営する上での課題として スタッフ 人材 の確保 76.0パーセント スタッフ 人材 の育成 72.7パーセント との回答が共に7割以上を占めている 他 報酬単価の低さ 34.7パーセント 他のサービス事業所との連携 29.8パーセント と続いている

(7) サービスの質の向上のために実施していること

サービス提供のガイドライン・マニュアルを作成している 42件 不明分を除き27.3パーセント

事故防止のための事例の収集・共有を図っている 59件 不明分を除き38.4パーセント

利用者や家族に対し 満足度調査を行っている 21件 不明分を除き13.7パーセント

設備を充実している 19件 不明分を除き12.4パーセント

第三者評価などの外部評価を受けている 6件 不明分を除き3.9パーセント

問題事例等に関するケース検討会などを開催している 72件 不明分を除き46.8パーセント

事業所内での研修を行っている 97件 不明分を除き63.1パーセント

外部での研修を行っている 65件 不明分を除き42.3パーセント

特に行っていない 5件 不明分を除き3.3パーセント

その他 9件 不明分を除き5.9パーセント

不明 0件

サンプル数 124件 回答者総数124箇所

サービス向上のために実施していることとして 事業所内での研修を行っている 63.1パーセント が
6割以上 続いて 問題事例等に関するケース検討会などを開催している 46.8パーセント 外部での
研修を行っている 42.3パーセント 等と続いている

障がい福祉サービス等の概要

区分 訪問系サービス

居宅介護 居宅において入浴 排せつ及び食事等の介護 調理 洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う

重度訪問介護 重度の障がいがあり 常時介護を要する障がい者につき 居宅において入浴 排せつ及び食事等の介護 調理 洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う 平成 26 年 4 月～重度の肢体不自由に加え 重度の知的障がい・精神障がい者で行動障がいがある人に対象拡大

同行援護 視覚障がいにより 移動に著しい困難を有する障がい者等につき 外出時等において 当該障がい者等に同行し 必要な視覚的情報の支援 代筆・代読を含む 必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護等を行う

行動援護 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき 当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 外出時における移動中の介護 排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う

重度障害者等包括支援 常時介護を要する障がい者等であって 意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき 居宅介護 行動援護 重度訪問介護 短期入所等を包括的に提供する

区分 日中活動系サービス

生活介護 障がい者支援施設等において 入浴 排せつ及び食事等の介護 創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障がい者であって 常時介護を要するものにつき 主として昼間において 障がい者支援施設等において行われる入浴 排せつ及び食事の介護 調理 洗濯及び掃除等の家事 生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援を行う

自立訓練 機能訓練 身体障がい者につき 障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ 当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において 又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法 作業療法その他必要なりハビリテーション 生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う

自立訓練 生活訓練 知的障がい者又は精神障がい者につき 障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ 当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において 又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴 排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練 生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う

就労移行支援 就労を希望する65歳未満の障がい者であって 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき 生産活動 職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 求職活動に関する支援 その適性に応じた職場の開拓 就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う

就労継続支援 A型 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき 生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う

就労継続支援 B型 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって その年齢 心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者 就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき 生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う

区分 日中活動系サービス

療養介護 病院において機能訓練 療養上の管理 看護 医学的管理の下における介護 日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき 主として昼間において 病院において行われる機能訓練 療養上の管理 看護 医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う また 療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する

短期入所 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により 障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき 当該施設に短期間の入所をさせ 入浴 排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う

区分 居住系サービス

共同生活援助 グループホーム 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき 主として夜間において 共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助 入浴 排せつ又は食事等の介護 調理 洗濯又は掃除等の家事などを含む を行う 平成 26 年 4 月から共同生活介護 ケアホーム は共同生活援助に統合

施設入所支援 施設に入所する障がい者につき 主として夜間において 入浴 排せつ及び食事等の介護 生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う

区分 相談支援

計画相談支援 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき 障がい者の心身状況等を勘案し 利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに 障がい福祉サービス等の利用状況を検証し サービス等利用計画の見直しを行う

地域相談支援 地域移行支援 障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う

地域相談支援 地域定着支援 居宅において単身で生活する障がい者等に対し 常時の連絡体制を確保し 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う

障がい児サービス等の概要

区分 サービスの内容

児童発達支援 地域の障がいのある児童を通所させて 日常生活における基本的動作の指導 自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う

医療型児童発達支援 上肢 下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に 日常生活における基本的動作の指導 自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う

放課後等デイサービス 学校通学中の障がい児が 放課後や夏休み等の長期休暇中において 生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに 放課後等の居場所づくりを行う

保育所等訪問支援 児童指導員や保育士が 保育所などを2週間に1回程度訪問し 障がい児や保育所などのスタッフに対し 障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う

地域生活支援事業等の概要

移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 通勤 営業活動等の経済活動に係る外出及び 通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き 原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る 際の移動支援を行う

ただし 障害者自立支援法に基づき 支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては 原則として移動支援事業の対象としない

地域活動支援センター事業 障がい者及び障がい児に 創作的活動又は生産活動の機会の提供 社会との交流の促進等の支援を行う

訪問入浴サービス事業 単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し 定期的に訪問入浴サービスの提供を行う

日中一時支援事業 日中支援型 障がい者又は障がい児に対し 事業所等において 見守り 社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う

日中一時支援事業 放課後支援型 特別支援学校就学中の児童及び生徒に 事業所等において 家庭や学校以外での社会生活訓練 余暇活動を通じた協調性 社会性等の習得を行う

日中一時支援事業 医療的ケア 医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し 医療機関等において 見守り 社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う

福祉ホーム事業 家庭環境 住宅事情等の理由により 居宅において生活することが困難な障がい者 ただし 常時の介護 医療を必要とする状態にある者を除く に対し 低額な料金で 居室その他の設備を利用させるとともに 日常生活に必要な便宜を供与する

成年後見制度利用支援事業 障がい福祉サービスの利用等の観点から 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し 成年後見制度の申立てに要する経費 登記手数料 鑑定費用等 及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する

意思疎通支援事業 聴覚 言語機能 音声機能 視覚その他の障がいのため 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に 手話通訳等の方法により 障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う

日常生活用具給付等事業 日常生活上の便宜を図るため 重度障がい者等に対し 自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する

奉仕員養成研修 聴覚障がい者等との交流活動の促進 広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員 要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員 点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員 朗読奉仕員を養成研修する

在宅重度心身障がい者デイケア事業 在宅の重度心身障がい者が 障がい福祉サービス等のうち日中における活動の場を提供するサービスを受けることが困難な場合に デイケアセンターに通所し 訓練指導を行うことにより 障がい者の福祉を増進し 家庭における介護を支援する

私たちの住む社会は 今 高齢化や少子化などが進み
思いやりの心や人と人とのふれあいが
ますます大切になってきています。

宇都宮市は これからの新しい時代に向けて
やさしさをはぐくむ福祉のまち を目指し
ここに 福祉都市 を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心ふれあう福祉のまちを
つくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

郵便番号 320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電話番号 028-632-2673

電信番号 028-636-0398

E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp